

警察法附則第一十項から第十一項までに定める勤続年数の通算に必要な定めをするとともに、警察職員の人事交流のため国及び他の都道府県との間において相互の勤続年数を通算するよう考慮されたい」と。

(企業職員および単純労務職員)

○地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施について
(昭一七・九・二六 自己第第一四四号 五大市長令) (自治令大長令通達)

最終改正 昭和四一年七月五日 自治令第一〇五号

第四 企業職員の身分取扱いに関する事項

企業職員の身分取扱いについては、法は地方公務員法に対する特例を定めたものであり、法に特例の定めがあるもの及び地方公営企業労働関係法に定めのあるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによるものであること(法第六条、第三十六条から第三十九条まで)。

一 労働関係

企業職員の労働関係については、地方公営企業労働関係法の定めるところによるものであること(法第三十六条)。

二 職階制

企業職員については、地方公務員法第二十三条の規定は適用されないものであること(法第六条、第三十六条から第三十九条まで)。

給与 総則—給与の決定原則

給与 総則—給与の決定原則

れず(法第三十九条第一項)、職階制の実施は任意であり、かつ、その実施は管理者が行なうものであること(法第三十七条第一項)。なお、この職階制を実施する場合においては、企業職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類整理しなければならないものであること(法第三十七条第二項)。

三 給与

企業職員の給与については、企業の特殊性にかんがみ、地方公務員法第二十四条から第二十六条までの規定は適用されず、給与の性格、決定等について次のように定められているものであること(法第三十八条)。なお、企業職員の給与に関する事項は、団体交渉の対象となりうるものであり、これについては地方公営企業労働関係法中に所要の規定が設けられているものであること(地方公営企業労働関係法第七条から第十条まで)。

1 企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が充分に考慮されるものでなければならないものであること(法第三十八条第二項)。すなわち、企業職員の給与の性格は、いわゆる職務給であることに加え、職務遂行にあたつて職員の発揮した能率が給与の面に十分考慮されるいわゆる能率給でなければならないことが法文上明確にされているものである」と。したがつて、職務の内容と責任、職員の勤務成績による」と。

四 地方公務員法の適用除外

企業職員については、地方公務員法第五条、第八条(第一項第五号、第三項及び第四項を除く)、第二十三条から第二十六条まで、第三十七条、第三十九条第二項、第四十条第一項、第四十五条